# 助産所に係る許可・届出

# 開設者が法人等、助産師以外の場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
1	助産所開設許可申請	開設しようとするとき 提出前に、担当窓口までご相談ください	法第7条第1項 則第2条第1項	明助 様式第1号	事前	
2	助産所敷地面積及び建物の構 造設備・平面図変更許可申請	増改築、室の用途変更、敷地面積や平面 図を変更するとき	法第7条第2項 則第2条第2項	明助 様式第2号	変更前	O삭I
3	助産所従業者定員変更許可申 請	従業者の定員を変更するとき	法第7条第2項 則第2条第2項	明助 様式第3号	変更前	2部
4	助産所開設届	開設したとき	法第4条の2第1項 則第3条第1項	明助 様式第4号	開設後 10日以内	

# 開設者が助産師の場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
5	助産所開設届	助産所を開設したとき 提出前に、担当窓口までご相談ください	法第8条 則第5条	明助 様式第5号	開設後 10日以内	
6	助産所敷地面積及び建物の構造設備・平面図変更届	増改築、室の用途変更、敷地面積や平面 図を変更するとき	令第4条第3項	明助 様式第7号	変更後 10日以内	
7	助産所入所施設数変更届	入所施設数を変更したとき	令第4条第3項	明助 様式第8号	変更後 10日以内	
8	助産所「開設者の兼務・兼職状 況」「従業者の定員」変更届	開設者の兼務兼職状況や従業者の定員 を変更するとき	令第4条第3項	明助 様式第9号	変更後 10日以内	2部
9	助産所開設者死亡(失そう宣告)届	開設者が死亡又は失そう宣告を受けた とき	法第9条第2項	明助 様式第12号	死亡後 10日以内	
10	助産所管理免除許可申請	開設者による管理が難しく(病気療養や 公職に就任など)、他の者に管理させる とき	法第12条第1項ただし書 則第8条	明助 様式第13号	事前	

### 共通様式

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
11	助産所開設届出事項等変更届	助産所の名称、従事助産師の氏名、開設 者の住所、管理者の住所、嘱託医師の住 所・氏名等を変更したとき	令第4条第1項 令第4条の2第2項 則第3条第2項等	明助 様式第6号	変更後 10日以内	
12	助産所(休止・再開)届	休止期間が1年以内の休止 (再開) すると き	法第8条の2第2項	明助 様式第10号	休止再開後 10日以内	2部
13	助産所廃止届	廃止したとき	法第9条第1項	明助 様式第11号	廃止後 10日以内	
14	助産所管理者兼任許可申請	2か所以上助産所を管理しようとするとき	法第12条第2項 則第9条	明助 様式第14号	事前	

# 入所施設を有する場合

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
1	助産所入所施設使用許可申請	構造設備等を使用するとき	法第27条	明助 様式第15号	使用前	
10	助産所入所施設使用前自主検査申請	自主検査による使用前検査するとき	平成12年6月8日 付け健政発第707 号厚生省健康政 策局長通知	明助 様式第16号	使用許可申請前	2部

# 助産師出張業務関係

	届出用紙の名称	事項	根拠法令等	様式	提出日	提出数
17	助産師出張業務開始届	   出張業務を開始するとき	法第5条第1項	明助	開始後	
11	功全即口汉来纳州州		法第8条	様式第17号	10日以内	
18	助産師出張業務廃止届	  出張業務をやめるとき	法第5条第1項	明助	廃止後	
10	· 以连叫山水未伤光山油	山城未物をでめるとさ	法第9条第1項	様式第18号	10日以内	2部
10	助産師出張業務開設者死亡(失	開設者が死亡・失そう宣告したとき	法第5条第1項	明助	死亡後	乙酉以
19	そう宣告) 届		法第9条第2項	様式第19号	10日以内	
20	助産師出張業務(休止・再開)	休止期間が1年以内の休止するとき、再	法第5条第1項	明助	休止再開後	
20	届	開するとき	法第8条の2第2項	様式第20号	10日以内	

※ 法:医療法、令:医療法施行令、則:医療法施行規則